損保９条の会・生保９条の会

憲法9条を守り抜く！－「戦争する国」づくりに抗して－

2026.10.24　清水雅彦（日本体育大学教授・憲法学）

はじめに

一　最近の憲法に関わる状況

１　憲法審査会の動向

・衆議院の憲法審査会… 2026 年衆議院選挙で改憲勢力 4 分の 3 を超え、再び明文改憲への動き
・参議院の憲法審査会… 2025 年参議院選挙で改憲勢力 3 分の 2 超え、ただし会長は立憲民主党
・憲法改正発議…数の上では衆参両院で可能、しかし安倍政権でもできなかった
初めての改憲は失敗は許されない、国民投票で勝てるという自信がなければできない
安倍政権でも発議させなかったことに自信を持ち、国会外での世論形成を
「どのような国を創り上げたいのか、その理想の姿を物語るものが憲法です。」(2 月 20 日高市首相施政方針演説）←憲法に対する無知、憲法は国家権力制限規範
「時は来ました。……改正の発議について、『なんとか目途が立った』と言える状態で、……来年の党大会を迎えたい……。」（4 月 12 日自民党党大会・高市総裁演説）

２　高市自維「連立政権」の誕生～自民党と維新の会の「連立政権合意書」の主な内容

・憲法改正… 9 条と緊急事態条項についての条文起草協議会設置、憲法審査会への条文起草委員会常設
←自民党は 2012 年全面的改憲案で全面的な集団的自衛権行使可能な国防軍設置・緊急事態条項創設、2018 年に自衛隊明記・緊急事態に際しての議員任期延長等 4 項目改憲案
維新の会は 9 月の「21 世紀の国防構想と憲法改正」で全面的な集団的自衛権行使可能な国防軍設置、2023 年に国民民主党・有志の会と議員任期延長改憲条文案作成
・「安保３文書改定」…前倒し改定、スタンド・オフ防衛能力加速化、防衛装備移転３原則指針改定
← 10 月の高市首相所信表明演説で防衛費 GDP 比 2 % 2025 年度中実現、３文書の 2026 年中改定、非核３原則改定は断念？
・現在自民党は 2012 年改憲案を「歴史的文書」とし、今年の党大会でも 2018 年 4 項目改憲案の立場

二　日本国憲法の平和主義の理念と現実

１　９条の解釈と意義

①　戦争の放棄（9 条 1 項）

・「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」
・Ａ説…「国際紛争を解決する手段」としての侵略戦争を放棄← 1928 年不戦条約の解釈
・Ｂ説…自衛・侵略の区別無理故、「自衛戦争」を含む一切の戦争放棄←先の戦争の反省

②　戦力の不保持（9 条 2 項）

・「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」
・甲説…「目的」は「国際紛争を解決する手段」→自衛のための戦力保持は許される
・乙説…「目的」は国際平和の希求か 1 項全体→自衛のための戦力保持も許されない

③　1 項と 2 項解釈の組み合わせ

・多数説…Ａ説＋乙説（9 条 2 項全面放棄説、「武力なき自衛権」論）
・少数説…Ａ説＋甲説（限定放棄説）、Ｂ説＋乙説（9 条 1 項全面放棄説）

④　戦争違法化の中での９条

・かつての正戦論・無差別戦争観

→侵略戦争の制限（1919 年国際連盟規約）
→侵略戦争の放棄（1928 年不戦条約）
→「自衛戦争」の制限（1945 年国連憲章）
→「自衛戦争」の放棄（1946 年日本国憲法 9 条 1 項Ｂ説）
→文民・捕虜の保護（1949 年ジュネーブ諸条約）
→兵器の制限（1972 年生物兵器禁止条約、1993 年化学兵器禁止条約、1997 年地雷禁止条約、2008 年クラスター爆弾禁止条約、2017 年核兵器禁止条約）
→軍隊の規制（日本国憲法 9 条 2 項乙説）

⑤　国連憲章と日本国憲法～「武力の威嚇又は武力の行使」の考え
・国連憲章 2 条 4 項…「慎まなければならない」
日本国憲法 9 条 1 項…「永久にこれを放棄する」
→日本国憲法には国連憲章との連続面と断絶面がある、ヒロシマ・ナガサキの経験

2　平和的生存権
・憲法９条
…消極的平和（negative peace）の追求、暴力（戦争）のない状態をめざす
・憲法前文
…「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。」「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」
…積極的平和（positive peace）の追求、構造的暴力（国内外の社会構造による貧困・飢餓・抑圧・疎外・差別など）のない状態をめざす
・恐怖から免れる権利＝自由権、欠乏から免れる権利＝社会権、平和があってこそ全面保障
・政策としての平和から人権としての平和へ

3　政府の９条解釈・制約と現実
①　従来の政府の９条解釈・制約
・9 条 2 項…「戦力」は「自衛のための必要最小限度の実力を超えるもの」
→「実力」は憲法上保有できる（自衛隊を違憲としない政府の解釈、警察以上軍隊未満）
・国会論戦と世論によって構築された 9 条による制約
…自衛隊の海外派兵の禁止（1954 年参議院決議）
専守防衛（1955 年杉原荒太防衛庁長官答弁など）
武器輸出（禁止）３原則（1967 年佐藤栄作首相答弁、1976 年三木武夫首相答弁）
非核３原則（1967 年佐藤栄作首相答弁）
集団的自衛権行使の否認（1972 年・1981 年政府見解）
防衛費の GNP 比１％枠（1976 年閣議決定）

②　形骸化する政府の９条政策
・自衛隊の実態…世界の軍事費・防衛費ランキングで日本は従来第 8 位～第 10 位
・９条による制約の形骸化
…自衛隊の海外派兵の禁止→ 1991 年掃海艇「派遣」、1992 年 PKO 法制定、2001 年テロ対策特措法制定、2003 年イラク特措法制定、2015 年「安保法制」（戦争法）制定、2022 年「安保関連３文書」による「反撃能力」（「敵地攻撃能力」等）
専守防衛→「先制攻撃」としての「反撃能力」（「敵地攻撃能力」等、「敵基地攻撃」ではない）
2020 年 6 月安倍首相「敵基地攻撃能力を含む安全保障戦略の見直し」発表
2022 年 4 月安倍元首相「基地に限定する必要はない。向こうの中枢を攻撃することも含むべきだ」と講演
2022 年 4 月自民党「新たな国家安全保障戦略等の策定に向けた提言」
「弾道ミサイル攻撃を含むわが国への武力攻撃に対する反撃能力」保有の提言、「反

撃対象は相手国のミサイル基地に限定されず、指揮統制機能等も含む」

2022 年 12 月「安保関連３文書」閣議決定

「反撃能力とは、我が国に対する武力攻撃が発生し、その手段として弾道ミサイル等による攻撃が行われた場合、武力の行使の三要件に基づき、そのような攻撃を防ぐのにやむを得ない必要最小限度の自衛の措置として、相手の領域において、我が国が有効な反撃を加えることを可能とする、スタンド・オフ防衛能力等を活用した自衛隊の能力をいう。」

武器輸出３原則→ 1983 年対米武器技術輸出解禁

2014 年防衛装備移転３原則策定

防衛産業の育成や開発コスト削減、先端技術取得などを通して、日本の防衛力を強化する狙い

移転を禁止する場合の明確化…①当該移転が日本国政府の締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合、②当該移転が国連安保理の決議に基づく義務に違反する場合、③紛争当事国（武力攻撃が発生し、国際の平和及び安全を維持し又は回復するため、国連安保理がとっている措置の対象国）への移転となる場合、防衛装備の海外移転を認めない。

2022 年 3 月ウクライナに防弾チョッキ・ヘルメット等提供方針決定

2023 年 12 月防衛装備移転３原則と運用指針改定（閣議決定と NSC）

アメリカのライセンス生産品・部品のみ輸出可能

→ライセンス生産品のアメリカ以外のライセンス元への輸出・完成品も輸出可能（第三国への移転も可能）、79 品目、米含 8 国

ただし自衛隊法法上の武器は戦闘中の国は不可

第１号はアメリカへのパトリオット輸出、間接的にｳｸﾗｲﾅ支援

5 類型＝救難・輸送・警戒・監視・掃海、殺傷兵器の輸出不可

→本来業務に必要な武器搭載可能

ウクライナに殺傷能力のない武器提供可能

→ウクライナに限定されない被侵略国に可能

国際共同開発は共同開発の相手国のみ可能

→第三国への部品や役務の提供可能

2024 年 3 月防衛装備移転３原則の運用指針改定（NSC 決定）

英伊と共同開発中の次期戦闘機の第３国への輸出可能に

「防衛装備品・技術移転協定」締約国 15 か国

2026 年 4 月 5 類型撤廃

殺傷兵器の輸出解禁、防衛装備移転協定締約 17 か国、国家安全保障会議で

非核３原則→実際にはアメリカの核持ち込み、高市氏の「持ち込ませず」削除論（2024 年 9 月）

集団的自衛権行使の否認→ 2014 年解釈改憲（閣議決定）、2015 年立法改憲で可能に

防衛費の GNP 比１％枠→ 1986 年撤廃、2022 年 12 月「安保関連３文書」で 2027 年度 GDP 比２％、高市政権 2025 年度前倒しで２％実現

4　自衛隊の戦力化・防衛費増額問題

①　増額の状況

・2016 年度から 2022 年度まで防衛費（当初予算）は 5 兆円台

・2023 年度 6.8 兆円、2024 年度 7.9 兆円、2025 年度 8.7 兆円→関連経費含め 11 兆円、2026 年度 9 兆円

・防衛費 GDP 比２％で世界の軍事費・防衛費ランキングで日本は第 3 位？ ←これが実力？

・今後アメリカの要求で 3.5％（24 兆円）へ？、1 月のアメリカ国家防衛戦略では同盟国に 5％要求

②　防衛費増額のための増税をする状況か？

・総務省による 2026 年 8 月の消費者物価指数

…変動の大きい生鮮食品を除く総合指数の前年同月比の上昇が 60 か月連続

・厚生労働省による 2024 年 5 月の毎月勤労統計

…労働者実質賃金が前年同月比 26 か月連続のマイナス（6・7 月はプラス、8~10 月はマイナス、11・12 月はプラス、2025 年 1~12 月はマイナス、2026 年 1~8 月はプラス）
・主要上場企業の 2025 年度経常利益が 5 年連続で過去最高益を更新
・所得税の最高税率…かつて 75 %だったのに今は 45 %
法人税（基本税率）の最高税率…かつて 43.3 %だったに今は 23.2 %
消費税…税率 3 %（1989 年）、5 %（1997 年）、8 %（2014 年）、10 %（2019 年）
・2026 年 3 月期決算の上場企業の役員報酬額
… 1 位ソフトバンク G のレネ・ハース取締役 61.4 億円（前年も 1 位で 49 億円）
2 位以下は人物名略で 2 位キオクシア HD44 億円、3 位ソニー 27 億円、4 位野村 HD25.6 億円、5 位武田薬品 23.1 億円、6 位トヨタ 21.1 億円、7 位東京エレクトロン 20.5 億円、8 位伊藤忠 19.8 億円、9 位野村 HD16.4 億円、10 位フェローテック 14.9 億円
・法人税・たばこ税（2026 年 4 月から）・所得税（2027 年 1 月から？）の増税←消費税減税言いながら実質賃金が上がらない中で所得税増税？　たばこは防衛費と何の関係？

三　９条改憲案の内容と問題点
１　従来の９条改憲案（条文案）
＊②は９条１項改憲案と条文形式でないものは除く（下線は清水）
①　従来の自民党の９条改憲案
・「新憲法草案」（2005 年 10 月 28 日）第 2 章安全保障
第 9 条「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」
第 9 条の 2 第 1 項「我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮権者とする自衛軍を保持する。」
第 9 条の 2 第 3 項「自衛軍は、第一項の規定による任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び緊急事態における公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。」
・「日本国憲法改正草案」（2012 年 4 月 27 日）第 2 章安全保障
第 9 条第 1 項「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。」
第 9 条第 2 項「前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。」
第 9 条の 2 第 1 項「我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。」
第 9 条の 2 第 3 項「国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。」
第 9 条の 2 第 5 項「国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。この場合においては、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならない。」

②　９条１項（原則）維持・２項改正案
・渡辺経済研究所憲法改正研究委員会「憲法改正要点の試案」（1953 年 2 月）
第 9 条第 2 項「陸海空軍その他の戦力は専ら自衛の目的及び国際集団安全保障のためにのみ存し、且つこれ等の目的にのみ使用される。」
・中曽根康弘「高度民主主義民定憲法草案」（1961 年 1 月 1 日）
第 113 条第 1 項「自衛軍は、国の安全と独立を確保し、及び国際平和機構に協力するため必要最小限度の戦力を保持する。」
・大石義雄（京都大学教授・憲法学）「日本国憲法改正試案」（1962 年 7 月）
第 8 条第 1 項「国際紛争を解決する手段としての戦争は、これを認めない。但し、自衛権の行使はこの限りでない。」

第 8 条第 2 項「自衛軍の組織及び権限は、法律の定めるところによる。」
・自由民主党憲法調査会「自民党憲法調査会中間報告」（1982 年 8 月 11 日）
第 9 条第 2 項削除→第 9 条の 2「わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、自衛隊をおく。」
・中川八洋（筑波大学教授・政治学）「日本国憲法〈草案〉」（1984 年 5 月 3 日）
第 9 条第 2 項「前項の規定は、我が国の平和及び安全の維持のために、我が国が個別的または集団的自衛の固有の権利を行使することを妨げるものではない。」
第 9 条第 3 項「第二項の目的を達成するために国防軍を保持する。」
・読売新聞社「憲法改正試案」（第一次）（1994 年 11 月 3 日）
第 9 条第 2 項削除→第 11 条第 1 項「日本国は、自らの平和と独立を守り、その安全を保つため、自衛のための組織を持つことができる。」
・木村睦男（自主憲法期成議員同盟会長）「平成新憲法」（1996 年 4 月）
第 10 第 1 項「日本国は、国の平和と独立、および国民の基本的人権を守るため、自衛軍を保持する。」
第 11 条「国際平和と安全を維持するため、国際連合が集団安全保障措置をとる決議をし、わが国が協力する必要があると認めた場合、内閣総理大臣は国会の承認を経て、自衛軍を海外に派遣することができる。……」
・山崎拓（自民党幹事長）「新憲法試案」（2001 年 5 月 3 日）
第〇条第 2 項「日本国の主権と独立を守り、国の安全を保つとともに、国際平和の実現に協力するため、内閣総理大臣の最高指揮権の下、陸、海、空軍、その他の組織を保持する。」
・中谷元→陸上自衛隊幹部「憲法草案」（2004 年 10 月）
第〇条「日本国は、国際の平和と安全を維持するために集団安全保障制度に加入することができる。」
第〇条第 1 条「日本国は、国の防衛のために軍隊を設置する。（陸海空軍を置く。）」
第〇条第 2 項「軍隊は、我が国の防衛及び前条の規定に基づき行動したときは、集団的自衛権を行使することができる。」
・世界平和研究所（中曽根康弘会長）「憲法改正試案」（2005 年 1 月 20 日）
第 11 条第 2 項「日本国は、自らの平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つため、防衛軍を持つ。」
第 11 条第 3 項「日本国は、国際の平和及び安全の維持、並びに人道上の支援のため、国際機関及び国際協調の枠組みの下での活動に、防衛軍を参加させることができる。」
・鳩山由紀夫「新憲法試案」（2005 年 2 月）
第 47 条「日本国は、国際連合その他の確立された国際的機構が行う平和の維持と創造のための活動に積極的に協力する。」
第 50 条第 1 項「日本国は、自らの独立と安全を確保するため、自衛軍を保持する。」
・創憲会議（民主党内旧民社党・同盟グループ）「新憲法草案」（2005 年 10 月 28 日）
第 3 条第 2 項「日本国は、国の独立と主権を守り、国民の生命、自由および財産を保護し、国の領土を保全し、ならびに国際社会の平和に寄与するため、軍隊を保持する。」

③　9 条 1 項 2 項維持・3 項追加案
・自主憲法期成議員同盟→竹花光範（駒澤大学教授・憲法学）「第一次憲法改正草案〈試案〉」（1981 年 10 月 21 日）
◇案一（第 3 項追加案）第 9 条第 3 項「前二項は、日本国の独立と安全を防衛し、国民の基本的人権を守護することを目的とし、必要な実力（または武力）を保持し、これを行使することを妨げるものではない。」
◇案二（第 2 項改正案）第 9 条第 2 項「日本国の保持する武力は、日本国の独立と安全を防衛し、国民の基本的人権を守護することを目的とする。」
・自主憲法期成議員同盟・自主憲法制定国民会議「日本国憲法改正草案」（1993 年 4 月 24 日）
第 9 条第 3 項「前二項の規定は、国際法上許されない侵略戦争ならびに武力による威嚇または武力の行使を禁じたものであって、自衛のために必要な限度の軍事力を持ち、これを行使することまで禁じたものではない。」

2　2017 年安倍首相などによる 9 条「加憲」論
①　2017 年 5 月 3 日民間憲法臨調・美しい日本の憲法をつくる国民の会共催の第 19 回公開憲法フォーラム

での安倍首相のメッセージ

・「例えば、憲法 9 条です。今日、災害救助を含め、命懸けで、24 時間、365 日、領土、領海、領空、日本人の命を守り抜く、その任務を果たしている自衛隊の姿に対して、国民の信頼は 9 割を超えています。しかし、多くの憲法学者や政党の中には、自衛隊を違憲とする議論が、今なお存在しています。『自衛隊は、違憲かもしれないけれども、何かあれば、命を張って守ってくれ』というのは、あまりにも無責任です。／私は、少なくとも、私たちの世代の内に、自衛隊の存在を憲法上にしっかりと位置づけ、『自衛隊が違憲かもしれない』などの議論が生まれる余地をなくすべきである、と考えます。／もちろん、9 条の平和主義の理念については、未来に向けて、しっかりと、堅持していかなければなりません。そこで、『9 条 1 項、2 項を残しつつ、自衛隊を明文で書き込む』という考え方、これは、国民的な議論に値するのだろう、と思います。」（下線は清水）

② 日本政策研究センターの主張～『明日への選択』2016 年 9 月号

・伊藤哲夫（日本政策研究センター代表）「『三分の二』獲得後の改憲戦略」

「ところで、もう一方で提案したいと考えるのが、改憲を更に具体化していくための思考の転換だ。一言でいえば、『改憲はまず加憲から』という考え方に他ならないが、ただこれは『三分の二』の重要な一角たる公明党の主張に単に適合させる、といった方向性だけに留まらないことをまず指摘したい。むしろ護憲派にこちら側から揺さぶりをかけ、彼らに昨年のような大々的な『統一戦線』を容易には形成させないための積極戦略でもある、ということなのだ。」「最後にもう一点確認しておきたいのは、これはあくまでも現在の国民世論の現実を踏まえた苦肉の提案であるということだ。国民世論はまだまだ憲法を正面から論じられる段階には至っていない。とすれば、今はこのレベルから固い壁をこじ開けていくのが唯一残された道だ、と考えるのである。つまり、まずはかかる道で『普通の国家』になることをめざし、その上でいつの日か、真の『日本』にもなっていくということだ。」（下線は清水）

③ 日本政策研究センターの主張～伊藤哲夫・岡田邦弘・小坂実『これがわれらの憲法改正提案だ　護憲派よ、それでも憲法改正に反対か？』（日本政策研究センター、2017 年）

・3 つの憲法改正提案…緊急事態条項、自衛隊の存在明記、家族保護条項

・伊藤哲夫「なぜ、三つの改正を提案するのか

「……三分の二の合意形成という目標です。そのためには公明党あるいは日本維新の会、更に言えば民進党の一部だって巻き込んで行けるような、そんな項目というものをまず求めるといった議論が、当然ここでは求められる。……『今の国会の状況を活かした憲法改正』という目前の課題に視点を据えていく場合、これではむしろぶち壊しだと言うべきです。」「……そしてその場合、最大の条件となるのは、これまでの改憲派にとっては納得しがたい議論かも知れないけれども、この憲法は少なくとも全否定はしないという姿勢です。……」（下線は清水）

・岡田邦弘（日本政策研究センター所長）「自衛隊明記が『九条問題』の克服のカギ」

「……現在の二項を削除し自衛隊を世界の国々が保持している『普通の軍隊』として位置づけることが最もストレートな解決方法と言えます。」「……とはいえ、自衛隊の存在に関して何らかの憲法改正はまったなしの状態にあります。……二項はそのままにして、九条に新たに第三項を設け、第二項が保持しないと定める『戦力』は別のものであるとして、国際法に基づく自衛隊の存在を明記するという改正案も一考に値する選択肢だと思うのです。いわゆる『加憲』です。」（下線は清水）

3　自民党の 4 項目改憲案（2018 年 3 月）の中の自衛隊明記案の内容と問題点

① 条文案（「条文イメージ（たたき台素案）」、下線は清水）

第 9 条の 2「前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

②　自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。」

② 9 条条文案の解釈（下線は清水）

・衆参法制局・憲法審査会事務局が自民党憲法改正推進本部に関与した巧妙な条文案

・「必要最小限度」の削除…自衛隊の活動に歯止めなくなる、公明党対策で復活しても問題
・「必要な自衛の措置」…自民党 HP 掲載「４つの『変えたい』こと　自民党の提案」では「自衛の措置（自衛権）」と明示、2012 年改憲案についての『日本国憲法改正草案 Q&A』では「この『自衛権』には、国連憲章が認めている個別的自衛権や集団的自衛権が含まれていることは、言うまでもありません。」と説明。限定的な集団的自衛権行使を認めた「安保法制」を超えて全面的な集団的自衛権行使が可能
・「前条の規定は……妨げず」…「『妨げない』という表現については、単なる解釈規定という意味だけでなくて、その条項に対する例外規定の意味合いが含まれる場合もあり、現在の九条二項解釈を変化させてしまうおそれがあるのではないか」（「自民党憲法改正推進本部配付資料」）
・「内閣の首長たる内閣総理大臣」…内閣総理大臣の権限強化の意図か
cf.憲法 72 条「内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。」
内閣法 5 条「内閣総理大臣は、内閣を代表して内閣提出の法律案、予算その他の議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告する。
内閣法 6 条「内閣総理大臣は、閣議にかけて決定した方針に基いて、行政各部を指揮監督する。」
自衛隊法 7 条「内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有する。」
・「国民の安全」の追加…自衛隊の活動を国内に限定しないことの正当化、2005 年・2012 年改憲案から（2012 年改憲案 25 条の 3 は、「国は、国外において緊急事態が生じたときは、在外国民の保護に努めなければならない。」と規定）
cf.自衛隊法 3 条「自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。」
・国会の承認は事後承認でよい、「その他の統制」はあいまい

③　9 条「加憲」の意味
・「自衛隊違憲」が憲法上言えなくなる
←2015 年憲法研究者 286 人が回答したアンケート結果
自衛隊存在違憲 162 人（56.6％）、合憲 73 人（25.5％）、わからないその他 51 人（17.8％）
←自衛隊違憲論があり、野党・マスコミの追及によって、政府には常に自衛隊が憲法に反しないという説明責任があった。自衛隊≠戦力・軍隊、「実力」にすぎない、諸外国の軍隊とは異なり、「専守防衛」「集団的自衛権行使否認」「海外派兵の禁止」など歯止め
・9 条 2 項の「空文化」「死文化」
←「後法優先の原則（後法は前法に優る、後法は前法を破る）」
→「加憲」という表現は妥当か、「単に書き込むだけ」か、「改憲」「壊憲」では
・違憲の「安保法制」の正当化、制限規範から授権規範へ
→集団的自衛権（憲法上は全面的な）も行使できる自衛隊の正当化

4　問題点と対案
・自衛隊は「実力」にすぎない、海外派兵しない、専守防衛に徹するから合憲としたはず
・「敵地攻撃」と防衛費 GDP 比 2%で自衛隊と 9 条の矛盾拡大→矛盾解消のための改憲
・自衛隊・安保がないと不安？…中国・朝鮮・ロシアが日本を突然攻める？
アメリカが戦争を始めた場合の巻き込まれの可能性の方が大きい
軍隊のあったウクライナは？　核保有国のイスラエルは？
・世界に既に存在する軍隊のない 26 の国家
…アンドラ、クック諸島、コスタリカ、ドミニカ、グレナダ、アイスランド、キリバス、リヒテンシュタイン、マーシャル諸島、モーリシャス、ミクロネシア、モナコ、ナウル、ニウエ、パラオ、パナマ、サモア、サンマリノ、ソロモン諸島、セントキッツ・ネービス、セントルシア、セントヴィンセント・グレナディンズ、トゥバル、ヴァヌアツ、ヴァチカン、ルクセンブルク
・防衛費の大幅増か教育・福祉などに回すか
…国公私立大学授業料無償化 1.8 兆円、小中給食無償化 0.5 兆円、健康保険負担ゼロ 5.2 兆円で実現

四　緊急事態条項論の内容と問題点

1　中山太郎氏の「緊急事態に関する憲法改正試案」（2011 年）

①　主な内容

・地震、津波等による大規模な自然災害、テロリズムによる社会秩序の混乱その他の事態
・内閣総理大臣が緊急事態の宣言を発し、国会の承認を求める
・両議院が会議を開くことができない時は両院合同委員会が行う
・内閣総理大臣は行政機関の長を指揮監督し、地方公共団体の長に必要な指示をする
・内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行う（国会の承認は事後）
・通信の自由、居住及び移転の自由、財産権を政令で制限する

②　主な趣旨

・東日本大震災後の復興の遅れは緊急事態の議論が十分に行われてこなかったことに一因
・内閣総理大臣の権限集中・財産権等の制限・議員の任期延長と衆議院解散の制限に効果
・憲法は緊急事態条項を持つことで初めて緊急事態が生じても憲法秩序の維持が可能

③　問題点

・あいまいな規定…「その他の事態」に「戦争」も、定義未確定の「テロリズム」も
・乱暴な議論…発生防止が不可能な自然災害と防止可能な戦争との混同
・首相の権限強化…「国権の最高機関」である国会の事後承認、対等な自治体への指示
・人権の制限…自由権の安易な制限、政令政治
・震災との関係…復興の遅れは憲法の問題なのか
・憲法の保障…国家緊急権の明記が憲法の保障になるのか

2　自民党の緊急事態条項改憲案

①　「日本国憲法改正草案」（2012 年 4 月 27 日）第 9 章緊急事態条文案（下線は清水）

・98 条 1 項「内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。」
・98 条 2 項「緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、事前又は事後に国会の承認を得なければならない。」
・98 条 3 項「内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があったとき、国会が緊急事態の宣言を解除すべき旨を議決したとき、又は事態の推移により当該宣言を継続する必要がないと認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、当該宣言を速やかに解除しなければならない。……」
・99 条 1 項「緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。」
・99 条 3 項「緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。……」

②　4 項目改憲案の緊急事態条項（2018 年 3 月）条文案（下線は清水）

・73 条の 2「大地震その他の異常かつ大規模な災害により、国会による法律の制定を待ついとまがないと認める特別の事情があるときは、内閣は、法律で定めるところにより、国民の生命、身体及び財産を保護するため、政令を制定することができる。
②　内閣は、前項の政令を制定したときは、法律で定めるところにより、速やかに国会の承認を求めなければならない。」
・64 条の 2「大地震その他の異常かつ大規模な災害により、衆議院議員の総選挙または参議院議員の通常選挙の適正な実施が困難であると認めるときは、国会は、法律で定めるところにより、各議院の出席議員の 3 分の 2 以上の多数で、その任期の特例を定めることができる。」

③　問題点

・あいまいな規定…「その他」に定義未確定の「テロリズム」など何でも
・首相の権限強化…「国権の最高機関」である国会の事後承認、対等な自治体への指示
・人権の制限・政令政治へ
・国会議員の任期延長なら改正も一つの選択肢
・しかし、任期の異なる二院制を取っている日本で本当に必要か（参議院に解散がない、半数改選、参議院の緊急集会の規定）
・「大規模な災害」… 12 年改憲案との違い、国民保護法「武力攻撃災害」に適用可能
・2018 年改憲案は 2012 年改憲案より国会の統制規定が後退

3　諸外国・戦前との比較

①　諸外国の場合

・憲法に規定なし…イギリス（そもそも憲法典がない、法律で対応）
　アメリカ（法律で対応）
・憲法に規定あり…ドイツ（ワイマール憲法 48 条の大統領の非常事態権限濫用・悪用、14 年間で 250 回以上も発動、ナチスも悪用、戦後は 1968 年に基本法に緊急事態条項挿入、防衛事態認定は連邦議会、憲法裁判所の統制あり）
　フランス（1958 年第 5 共和制憲法 16 条に大統領の非常事態措置権、両院議長・憲法院に諮問必要、1961 年アルジェリア危機発動に批判、2015 年 11 月テロ後は 1955 年緊急事態法で対応、政府は改憲断念）

②　大日本帝国憲法の場合

・緊急勅令(8 条)…「天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル為緊急ノ必要ニ由リ帝国議会閉会ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ発ス」
　→緊急勅令による行政戒厳（1923 年関東大震災、36 年 2・26 事件）
　1928 年の治安維持法改正（最高刑を死刑に）
・戒厳大権(14 条)…「天皇ハ戒厳ヲ宣告ス」
・非常大権(31 条)…「本章［第二章　臣民権利義務］ニ掲ケタル条規ハ戦時又ハ国家事変ノ場合ニ於テ天皇大権ノ施行ヲ妨クルコトナシ」

③　日本国憲法と国家緊急権

・大日本帝国憲法にはあったのに規定なし…戦前の反省からあえて「沈黙」したと考える
・憲法保障の名の下危険性伴い憲法に規定がないので憲法学界では否定説が多い

④　日本国憲法下の現行法

・日本国憲法（54 条 2 項）…参議院の緊急集会規定（1946 年 7 月 15 日帝国憲法改正案委員会での金森徳治郎国務大臣による国家緊急権不要論）
・災害対策基本法（105 条以下）…災害緊急事態に配給・債務延期などで政令制定権
・警察法(71 条以下)…大規模な災害・騒乱その他緊急事態に内閣総理大臣が緊急事態布告
・自衛隊法(76 条以下)…自衛隊による防衛出動、治安出動、警護出動、警備行動等
・有事法制…武力攻撃事態法・国民保護法等による武力攻撃事態等への国民統制

4　憲法審査会における緊急事態条項論の問題

①　憲法 54 条 2 項の参議院の緊急集会規定

・1 項「衆議院が解散されたときは、解散の日から 40 日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から 30 日以内に、国会を召集しなければならない。」
　…「参議院の緊急集会は衆議院解散後に限定される」「70 日以上は開催できない」
　→衆議院の任期満了後や 70 日以上でも開催可能との憲法研究者による学説もあり
　23 年 5 月 18 日衆院憲法審査会・5 月 31 日参院憲法審査会の長谷部恭男・土井真一証言

長谷部は 40 日と 30 日という日数は従前の政権が居座り続けることを防ぐためと説明
← 23 年 6 月 1 日衆議院憲法審査会で玉木雄一郎委員の発言「学者は既存の条文の解釈を出発点にして体系的に学説を組み立てていくのに対して、私たち国会議員は立法者であって、それゆえ、たとえ蓋然性が低くても、可能性がある限り、国民の生命や権利を守るために、あるべき法制度を構築する責任を負っているはずです。危機に備えるかどうかを決めるのは学者ではありません。」

② 改憲派の考える緊急事態条項論・議員任期延長論
・3 会派案…「武力攻撃、内乱・テロ、自然災害、感染症のまん延、その他これらに匹敵する事態」
→自民党案と同様「その他」にどのような事態が入るのか曖昧
・「選挙困難自体」に議員任期延長→選挙可能地域の有権者の選挙権の停止・選挙権の制限
・24 年国会成立の改正地方自治法（自治体の自治事務に指示権）は緊急事態条項の先取り

③ 2026 年 5 月 14 日には衆議院法制局・憲法審査会事務局作成のイメージ案提示
・緊急事態に衆参両院の選挙（議員任期）の延長、緊急政令制定、緊急財産処分を行う
・緊急事態…①地震等による大規模な自然災害、②感染症の大規模な蔓延、③内乱等による社会秩序の混乱、④外部からの武力攻撃その他これらに匹敵する事態
・内閣が選挙困難事態を認定し、これには国会の事前承認を必要とする
・「中立的かつ専門的な立場から整理・作成した」とするが、野党から反対論
・橘幸信衆議院法制局特別参与（2017 年 12 月～ 2025 年 12 月まで衆議院法制局長）が案作成の中心？

5 憲法改正手続法（「日本国憲法の改正手続に関する法律」）の問題
① まず早急に対応すべき課題
・2021 年に公選法並びの 7 項目の改正案成立
…国民投票運動に際しての有料広告の制限やインターネットの適正利用などについて「必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする」との附則 4 条→まずこの対応が先

② 憲法改正手続法自体の問題
・公務員・教員の地位を利用した運動規制…従来各種運動を先導してきた者への規制
・投票 14 日前からの勧誘広告放送の制限…それ以前は資金力のある改憲勢力が自由宣伝
・罰則規定…投票干渉罪・投票の自由妨害罪・買収罪・利害誘導罪は弾圧に利用可能
・短い周知期間…憲法改正の発議後 60 ～ 180 日
・2007 年に制定時…参議院で 18 項目の附帯決議
・2014 年の一部改正時…衆議院で 7 項目、参議院で 20 項目の附帯決議

6 憲法審査会の議論の問題
① コロナ対応のための緊急事態条項論
・イギリスには条文としての憲法なし、アメリカ憲法には緊急事態条項なし
・ドイツとフランスには憲法に緊急事態条項があるが、コロナ対応に発動せず
→法律で対応

② 日本のコロナ対応の不十分さ
・憲法 25 条がありながら、新自由主義改革を強行
…全国の保健所数は 1992 年に 852 か所、2025 年は 462 か所
維新の会が強い大阪市は保健所が 1 か所、大阪府のコロナ死者は東京都より多い

③ 求められる議論
・国会法 102 条の 6「日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査するため、各議院に憲法審査会を設ける。」
→人権の観点から緊急事態に対応する各種既存の法律の調査・確認や「戦争法」「安保関連 3 文書関連

法」などの憲法適合性こそ議論すべき、国民自身も今すぐの改憲を望んでいない

五　自民党の４項目改憲案（2018 年 3 月）の合区解消・地方公共団体改憲案の内容と問題点

①　『産経新聞』5 月 3 日掲載高市総裁インタビュー

・「憲法というのは日本が培ってきた独自の歴史、文化、伝統をもとに、どのような国を作り上げたいかという国の理想を物語り、あるべき国の形を示す国家の基本法です。国際情勢や社会の変化に適応した改正、アップデートが必要だと考えています。」

・参議院選挙区の「合区」解消と緊急事態条項創設の憲法改正が特に急がれると発言

②　条文案

・47 条「両議院の議員の選挙について、選挙区を設けるときは、人口を基本とし、行政区画、地域的な一体性、地勢等を総合的に勘案して、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定めるものとする。参議院議員の全部又は一部の選挙について、広域の地方公共団体のそれぞれの区域を選挙区とする場合には、改選ごとに各選挙区において少なくとも１人を選挙すべきものとすることができる。

②　前項に定めるもののほか、選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。」

・92 条「地方公共団体は、基礎的な地方公共団体及びこれを包括する広域の地方公共団体とすることを基本とし、その種類並びに組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。」

③　問題点

・参議院の合区解消→憲法 14 条による議員定数格差違憲論を解消するための改憲？

←参議院の選挙区の定数増で解消

参議院の選挙区廃止・比例代表制一本化で解消

憲法 43 条の両議院を「全国民の代表」とする規定と矛盾

六　この間の運動を振り返り、今後の運動を考える

1　必要なのは正確には「市民と野党の共闘」ではなく「労組と市民と野党の共闘」

①　運動の土台を作った戦争させない・９条壊すな！総がかり行動実行委員会（2014 年 12 月）

・戦争をさせない 1000 人委員会（2014 年 3 月結成）

…（中心団体）「フォーラム平和・人権・環境」（平和フォーラム）

←自治労・日教組・部落解放同盟・社青同など旧総評・社会党系の団体で構成され、立憲フォーラム（旧民主党リベラル派、社民党、無所属の国会議員らで構成）・自治体議員立憲ネットワーク（旧民主党、市民政治ネットワーク、緑の党、社民党、新社会党、無所属の自治体議員で構成。2022 年 3 月に「平和・立憲・人権をつなぐ全国自治体議員会議」に名称変更）と連携

・解釈で憲法９条を壊すな！実行委員会（2014 年 4 月結成、その後「解釈で」を外す）

…（母体）５・３憲法集会実行委員会中心の「解釈で憲法９条を壊すな！４・８大集会＆デモ」実行委員会（129 団体）

（事務局）憲法会議、「憲法」を愛する女性ネット、憲法を生かす会、市民憲法調査会、女性の憲法年連絡会、平和憲法 21 世紀の会、平和を実現するキリスト者ネット、許すな！憲法改悪・市民連絡会の 8 団体で構成、憲法会議と市民連絡会が連絡先

（賛同団体）136 団体

・戦争する国づくりストップ！憲法を守り・いかす共同センター（2014 年 5 月改組）

…（母体）憲法改悪反対共同センター

（事務局）全労連、全商連、新婦人、農民連、民青、民医連、革新懇、自由法曹団、憲法会議、共産党の 10 団体が運営委員会構成団体で、事務局は全労連内

②　安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合（2015 年 12 月）、安倍９条改憲 NO!全国市民アク

ション（2017 年 8 月）

③ 成果・課題
・連合所属労組と全労連所属労組（＋全労協所属労組）の統一行動の実現
・分裂していた 5 月 3 日「中央」の憲法記念日集会で統一集会が実現（2015 年～）
・これらにより民主党・共産党・社民党・生活の党の連携実現
・上記土台の上に組織されていない市民・学生・労働者の結集（2015 年 8 月 30 日集会など）
・各都道府県単位で総がかり体制を作る…オール埼玉総行動は連合埼玉と埼労連が後援しているのに対して、東京・神奈川（・千葉）では恒常的な県単位の総がかり行動が不十分

2 労組と市民の運動の土台ができたことで野党共闘へ
・衆議院北海道 5 区補選で民主党と共産党が候補者一本化合意（2016 年 2 月 19 日）
・市民連合と立憲野党 4 党で「政策合意」（2016 年 6 月 7 日）
・市民連合と立憲民主党・共産党・社民党で 7 項目の「政策合意」（2017 年 10 月 7 日）
・市民連合と立憲野党 4 党・1 会派で 13 項目の「政策合意」（2019 年 5 月 29 日）
・市民連合と立憲野党 4 党で 20 項目の「政策合意」（2021 年 9 月 8 日。国民不参加）
・市民連合から立憲野党へ「政策要望書」（2022 年 5 月 9 日。未署名、国民・れいわ不参加）
・市民連合と立憲野党個別に「政策合意」（2024 年 10 月 7・8 日。立民、共産、社民、沖縄）
・市民連合と立憲野党個別に「政策要望書」（2025 年 10 月 9・10・12 日。立民、共産、社民、沖縄）
・市民連合と立憲野党個別に「政策要請書」（2026 年 1 月 22・26 日。立民(中道)、共産、社民、沖縄）

七 この間の選挙を振り返り、今後の課題を考える
1 2016 年参議院選挙の結果・課題
① 結果
・立憲野党が共闘し、32 あるすべての一人区で統一候補実現
・2013 年一人区立憲野党 2 議席確保に対して、2016 年は 11 議席確保
・28 の一人区で立憲野党統一候補への得票数が立憲野党 4 党の比例得票数を上回る
・北海道と東北で立憲野党が健闘、福島と沖縄では現職大臣落選
・全体獲得議席数と比例代表得票数(投票率は 10 年 57.92 %、13 年 52.61 %、16 年 54.70 %)
自民党… 2010 年 51 議席 1407 万票、2013 年 65 議席 1846 万票、2016 年 56 議席 2011 万票
民進党… 2010 年 44 議席 1845 万票、2013 年 17 議席 713 万票、2016 年 32 議席 1175 万票
共産党… 2010 年 3 議席 356 万票、2013 年 8 議席 515 万票、2016 年 6 議席 602 万票
社民党… 2010 年 2 議席 224 万票、2013 年 1 議席 126 万票、2016 年 1 議席 154 万票

② 課題
・結果的に改憲勢力が参議院で 3 分の 2 を超えたこと
・立憲野党統一候補決定の遅れとほとんどの複数区で候補者調整しないことで共倒れ

2 2017 年衆議院選挙の結果・課題
① 結果
・比例代表得票数（投票率は 09 年 69.28 %、12 年 59.32 %、14 年 52.66 %、17 年 53.68 %
・戦後 2 番目の低さ）
自民党… 09 年 1881 万票、12 年 1662 万票、14 年 1765 万票、17 年 1855 万票
公明党… 09 年 805 万票、12 年 711 万票、14 年 731 万票、17 年 697 万票
維新の会・維新の党… 12 年 1226 万票、14 年 838 万票、17 年 338 万票
民主党・民進党… 09 年 2984 万票、12 年 962 万票、14 年 977 万票
立憲民主党… 17 年 1108 万票
希望の党 17 年 967 万票
共産党… 09 年 494 万票、12 年 368 万票、14 年 606 万票、17 年 440 万票
社民党… 09 年 300 万票、12 年 142 万票、14 年 131 万票、17 年 94 万票

・自民党の圧勝は小選挙区効果…小選挙区 48.21 %の得票率で 75.43 %の議席獲得
・自民党の比例での得票率… 33.28 %、全有権者比 17.86 %
・自民党の絶対得票率… 09 年選挙以降 24 ～ 26 %で横ばい
・公明党…得票数・議席減、党幹部による改憲慎重発言へ
・立憲民主党…特に無党派層からの支持を得て躍進
・共産党…候補者を立てなかった 83 小選挙区（このうち候補者を降ろしたのが 67 選挙区）中 32 選挙区で野党 3 党系獲得・22 比例復活、野党 3 党の候補者がいなかった選挙区以外 80 選挙区中 63 選挙区で比例以上の票
・社民党…議席維持、得票数減

② 課題
・結果的に改憲勢力が衆議院で 3 分の 2 を超えたこと
・立憲野党乱立の弊害…比例での立憲民主党の得票率 19.88 %、希望の党 17.36 %、共産党 7.90 %、社民党 1.69 %で、4 党の合計は 46.83 %、希望の党を除くと 26.95 %
立憲野党候補一本化で 84 選挙区で逆転可能性（10.24 毎日朝刊）、63 選挙区で逆転（10.24 朝日朝刊）

3　2019 年参議院選挙の結果・課題
① 結果
・立憲野党が共闘し、32 あるすべての一人区で統一候補実現
・2016 年一人区立憲野党 11 議席確保に対して、2019 年は 10 議席確保
・29 の一人区で立憲野党統一候補への得票数が立憲野党 4 党の比例得票数を上回る
・全体獲得議席数と比例代表得票数（投票率は 2019 年 48.80 %）
自民党… 2019 年 57 議席 1771 万票
立憲民主党… 2019 年 17 議席 792 万票
国民民主党… 2019 年 6 議席 348 万票
共産党… 2019 年 7 議席 448 万票
社民党… 2019 年 1 議席 105 万票
れいわ新選組… 2019 年 2 議席 228 万票
・改憲勢力 3 分の 2 超えず、自民党単独過半数割れ、自公は前回選挙より 343 万票減
・立憲民主党・国民民主党は前回民進党並の 1140 万票獲得、しかし 17 年衆院選の立憲民主党・希望の党の 2075 万票から大幅減

② 課題
・早くから参議院 1 人区の候補者を決めた自民党に対して、決定の遅い立憲野党（参院選は衆院選と違って選挙時期は決まっているし、立憲野党の候補者は新人が多いのに）
・また複数区で候補者調整せず、前回参院選での立憲野党共倒れの経験から学んでいない

4　2021 年衆議院選挙の結果・課題
① 結果
・比例代表得票数（投票率 55.93 %、戦後 3 番目の低さ）
自民党 1991 万票、公明党 711 万票、維新の会 805 万票、国民民主党 259 万票
立憲民主党 1149 万票、共産党 416 万票、れいわ新選組 221 万票、社民党 101 万票
・自民党の勝利は小選挙区効果…小選挙区 48.08 %の得票率で 64.70 の議席獲得
・自民党の比例での得票率… 34.66 %、全有権者比 18.91 %
・自民党…前回より得票数増・議席減、しかし単独で絶対安定多数
・公明党…前回より得票数・議席増、大阪では維新との棲み分け
・維新の会…前回より得票数・議席増、無党派層の 18 %が投票（17 年 9 %、11.1 朝日朝刊）
・立憲民主党…前回より得票数増・公示前議席減、無党派層の 21 %が投票（17 年 29 %同）
・共産党…前回より得票数・議席減
・社民党…前回より得票数増・議席同

・野党 5 党が 289 選挙区中 217 選挙区で候補者一本化自公 139 勝・野党 62 勝（11.1 朝日）
・野党一本化候補の惨敗率 90 %以上 33 人、80 %以上 54 人（11.2 赤旗）
・前回総選挙からの議席数増減は与党が-19、希望・維新が-20、4 野党が+42（11.11 赤旗）

② 課題
・相変わらず遅い候補者一本化の迅速化、他七５②と同じ
・維新の会の動き・強さ
…基本的に新自由主義改革推進のタカ派・改憲派、一方で、大阪市を中心に幼児教育無償化、小中学校給食無償化、子ども医療費無償化、私立高校無償化（世帯収入基準あり）など低所得者対策も行い、有権者から一定の評価
大阪で強いのは地方議員・首長が多いため （2023 年 4 月統一地方選挙では大阪府議会・市議会も維新が過半数、全国的に議員増）
ピラミッド構造、選挙では上意下達の徹底したノルマ・どぶ板選挙（候補者は「1 日 600 本の電話、300 回の握手、10 箇所の辻立ち」）

5 2022 年参議院選挙の結果・課題
① 結果
・立憲野党の共闘が不十分で、32 ある一人区で統一候補は 11 選挙区のみ
・2019 年一人区立憲野党 10 議席確保に対して、2022 年は 3（国民入れて 4）議席確保
・全体獲得議席数と比例代表得票数(投票率は 52.05 %、戦後 2 番目の低さの前回を上回る)
自民党… 2022 年 63 議席 1825 万票、前回より得票数増・議席増（比例は 1 議席減）
立憲民主党… 2022 年 17 議席 677 万票、前回より得票数減・議席減（比例は 1 議席減）
国民民主党… 2022 年 5 議席 315 万票、前回より得票数減・議席減（比例は同数）
共産党… 2022 年 4 議席 361 万票、前回より得票数減・議席減（比例は 1 議席減）
社民党… 2022 年 1 議席 125 万票、前回より得票数増・議席同数（共同テーブル効果？）
れいわ新選組… 2022 年 3 議席 231 万票、前回より得票数増・議席増（比例は同数）
・自民党単独過半数、改憲勢力 3 分の 2 超え、自公は前回より 19 万票増
・立憲民主党・国民民主党は前回より 148 万票減

② 課題
・一人区での立憲野党候補者一本化不十分、複数区では候補者調整する気なし
・立憲民主党が議席を減らした要因と課題
…風頼みの議員集団、一般党員制度導入は 2020 年 4 月から、機関紙は月 1 回発行（民主党は月 2 回、社会党は週 2 回)、地方議員がまだ少ない、手足が不十分なので連合依存
・共産党が議席を減らした要因と課題
…『赤旗』日刊紙・日曜版 1980 年 355 万部→ 2024 年 85 万部、党員数 1987 年 48.4 万人→ 2024 年 25 万人、党員の高齢化
・参政党の動き
… 2020 年 4 月設立、7 月に党員 9 万人・支援金 4.3 億円、比例で 176 万票・1 議席
「投票したい政党がないから、自分たちでゼロからつくる」、個々の具体的な政策は党員自ら立案し追加・更新、10 代・20 代の比例投票先で共産党上回る（7.12 朝日朝刊）

6 2024 年衆議院選挙の結果・課題
① 結果
・比例代表得票数（投票率 53.85 %、戦後 3 番目の低さ）
自民党 1458 万票、公明党 596 万票、維新の会 510 万票、国民民主党 617 万票
立憲民主党 1156 万票、共産党 336 万票、れいわ新選組 380 万票、社民党 93 万票
・自民党…公示前 247 議席から 191 議席に、単独過半数に届かず、比例の得票数は過去最少
・公明党…公示前 32 議席から 24 議席に、比例の得票数は過去最少
・維新の会…公示前 44 議席から 38 議席に、大阪で強いだけ、比例での得票数 36.6 %減

・国民民主党…公示前 7 議席から 28 議席に、比例での得票数 138 %増
・参政党・日本保守党…参政党が公示前 1 議席から 3 議席に、保守党が初選挙で 3 議席
・立憲民主党…公示前 98 議席から 148 議席に、比例での得票数 0.6 %増
・れいわ…公示前 3 議席から 9 議席に、比例での得票数 71.7 %増
・共産党…公示前 10 議席から 8 議席に、比例での得票数 19.3 %減
・社民党…前回と変わらず、比例での得票数 8.3 %減

② 課題
・立憲野党間の候補者調整不十分、野田首相の発言に反発し共産党が多数候補者擁立
・国民民主党が議席を増やした要因
…若者層の支持（比例投票先 20 代 26 %、自民党は 20 %、立憲民主党は 15 %）
無党派層の支持（比例投票先 16 %、自民党は 14 %、立憲民主党は 22 %）
（以上、10.29 朝日朝刊・10.28 朝日朝刊）
「手取りを増やす」という主張が届いた？
ネット活用？（石丸伸二氏を参考、ユーチューブ再生回数が自民党に次いで 2 位）
・れいわ新選組が議席を増やした要因…わわりやすい消費税廃止、ネット対策、草の根運動
・政党 YouTube 再生回数（10.27 毎日デジタル版。10.9 ～ 23 公開動画を 24 日時点で集計）
…自民党は動画数 77・再生回数 3748 万（ただし、裏金問題など批判的内容が多い）、国民民主党は動画数 41・再生回数 3044 万、立憲民主党は動画数 17・再生回数 2243 万、維新の会は動画数 12・再生回数 1092 万、共産党は動画数 7・再生回数 970 万、れいわは動画数 23・再生回数 744 万、参政党は動画数 20・再生回数 426 万、社民党は 10 万回以上再生回数のある動画なし

7 2025 年参議院選挙の結果・課題
① 結果
・32 ある一人区で野党一本化 15 選挙区、立憲・共産・社民一本化 17 選挙区
・野党一本化選挙区で野党 11 議席、3 党一本化選挙区で野党 12 議席、全体で野党 17 議席
・全体獲得議席数と比例代表得票数(投票率は 58.51 %、前回より 6.46 %上がる)
自民党… 2025 年 39 議席 1280 万票、前回より得票数減・議席減（比例は 545 万票減）
立憲民主党… 2025 年 22 議席 739 万票、前回より得票数増・議席同数（比例は政党で 4 位）
国民民主党… 2025 年 17 議席 762 万票、前回より得票数増・議席増（比例は 447 万票増）
参政党… 2025 年 14 議席 742 万票、前回より得票数増・議席増（比例は 566 万票増）
公明党… 2025 年 8 議席 521 万票、前回より得票数減・議席減（比例は 97 万票減）
維新の会… 2025 年 7 議席 437 万票、前回より得票数減・議席減（比例は 347 万票減）
れいわ新選組… 2025 年 3 議席 387 万票、前回より得票数増・議席増（比例は 156 万票増）
保守党… 2025 年 2 議席 298 万票
共産党… 2025 年 3 議席 286 万票、前回より得票数減・議席減（比例は 75 万票減）
社民党… 2025 年 1 議席 121 万票、前回より得票数減・議席同数（2 %の政党要件クリア）
・与党過半数割れ、改憲勢力 3 分の 2 超え、国民民主党と参政党躍進・保守党も初議席
・自民・公明は比例得票率が計 46 %から 30 %に激減
・比例投票先… 50 代以上は自民、30・40 代は参政、20 代以下は国民がトップ（7.21 共同通信）
参政に投票は男性が 60 %、40・50 代が厚く就職氷河期世代（7.21 朝日朝刊）

② 課題
・無党派層の比例投票先は国民 13 %、自民 12 %、参政 12 %、立憲 11 %
SNS・動画情報を重視した 50 %、若年層ほど多く・比例投票先トップは参政 20 %
1 人区で無党派層の 22 %が参政投票、立憲 22 %・自民 20 %　（以上、7.21 朝日朝刊）

8 2026 年衆議院選挙の結果・課題
① 結果
・比例代表得票数（投票率 56.25 %、戦後 5 番目の低さ）

自民党 2102 万票、維新の会 494 万票、国民民主党 557 万票、中道改革連合 1043 万票
共産党 251 万票、れいわ新選組 167 万票、社民党 72 万票、チームみらい 381 万票

・自民党…公示前 198 議席から 316 議席に、比例での得票数 644 万票増、得票数・率過去 2 番目の高さ
・維新の会…公示前 34 議席から 36 議席に、大阪で強いだけ、比例での得票数 16 万票減
・国民民主党…公示前 27 議席から 28 議席に、比例での得票数 60 万票減
・参政党…公示前 2 議席から 15 議席に、比例での得票数 239 万票増、参院選より 316 万票減
・中道改革連合…公示前 167 議席から 49 議席に、比例での得票数 709 万票減（前回は立民と公明）
・れいわ…公示前 8 議席から 1 議席に、比例での得票数 213 万票減
・共産党…公示前 8 議席から 4 議席に、比例での得票数 85 万票減
・社民党…公示前と変わらず、比例での得票数 21 万票減
・みらい…公示前 0 から 11 議席、25 年参議院選挙と比べ比例での得票数 230 万票増
・自民党が単独で 3 分の 2 以上獲得（自民最多、政党初）、自民と維新で 4 分の 3 以上獲得

② 課題

・中道…自党の議席増で満足してきた立憲民主党が本気で政権取りに行く姿勢
自民・維新・都民ファーストという第 1 党と手を組んできた公明党が選挙前に野党と連携
しかし、これまで与党と野党で対立してきた政党が選挙協力ではなく同じ党に？
基本政策「平和安全法制が定める存立危機事態における自国防衛のための自衛権行使は合憲」
←戦争法合憲論は立憲民主党の政策転換、しかしこれは素直に解釈すれば個別的自衛権論限定
・共産党…中道改革連合に対し「重大な背信行為・裏切り」、小選挙区で積極擁立、一方社民党に対し
・社民党…オール沖縄が沖縄 2 区で推す新垣邦男候補（社民党離党）に対抗し瑞慶覧長敏氏公認
←沖縄の風が批判、結果は 2 人の票数が自民候補を上回る、社民党沖縄県議・市議など離党
・国民民主党…中道と 46 選挙区で競合、一本化なら 15 選挙区で自民を上回る←連合の方針との関係
・みらいが躍進した要因…唯一消費減税を掲げない逆張り効果、左右ではないデジタル技術を活かした国家経営のアップデート論、高学歴都市部のアッパーミドル層が支持？（2.13 毎日朝刊）
・無党派層の動向
…比例区投票先は自民前回 14 %から 23 %に、みらい 14 %、中道 13 %（前回立民 22 %・公明 5 %）
小選挙区（200 選挙区）投票先は自民 40 %、中道 33 %（前回は 22 %・46 %）（2.9 朝日朝刊）
・X 投稿（2.11 東京朝刊。1 月 27 日～2 月 7 日）
…「いいね」や引用投稿総計で高市早苗 4 万 8000 件（2025 年参院選石破茂の約 17 倍）でダントツ
一般の投稿で名前が上がったのは高市早苗約 900 万件、大石晃子約 200 万件
・YouTube 動画（衆議院選挙関連、公示から 2 月 1 日まで 9 億 8542 万回再生。2.17 毎日朝刊）
… 85.7 %がユーチューバー等投稿、政党公式動画は 9.8 %、背景に広告収入、公選法の規制対象外

おわりに

・日本の労働運動…低い組合組織率・影響力希薄な組合、職住分離、労働者が地域で活動しない
・従来の市民運動…担い手は主婦・退職者・学生・特殊な職業人、高学歴傾向、無党派強調
・最近の市民運動…脱原発 2012 年 7 月の 20 万人集会、戦争法反対 2015 年 8 月の 12 万人集会
一方、韓国での 2016 ～ 17 年の朴槿恵政権辞めろデモ・集会に 100 万人単位で参加
韓国の人口 5100 万人に対して日本は 1 億 2300 万人、だから日本は政権が倒れない
しかし、2026 年 3 月以降の国会周辺行動等への参加者（若者・女性を中心に）増加
・権力をとるために大同団結（寛容・節操がない）できる自民党に対して、対立・分裂を繰り返してきた左翼・リベラル（マイノリティであることの認識不足？　批判勢力に存在意義はあるが、政策実行のためには国会でマジョリティにならないと無理）
・運動体の課題…学習・宣伝活動、全国各地で本気の「労組と市民と野党の共闘」を作る
・個人の課題…自己満足で終わらない、若者に働きかける、自己規制・萎縮・忖度しない

【参考文献】・清水雅彦『憲法改正と戦争　52 の論点』（高文研、2023 年）
・清水雅彦『憲法入門　法・歴史・社会をつなぐ』（大月書店、2024 年）
・清水雅彦『シン・ケンポウ　やさしく学ぶ日本国憲法』（同時代社、2026 年）